

下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ 実施細則

(趣旨)

第1 この実施細則は、「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」(以下「申し合わせ」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第2 支援連絡会議構成員は、連絡担当部課名、担当責任者及び連絡窓口担当者の職氏名、電話番号、緊急連絡電話番号、下水道関係部局の人数、支援に提供可能な資材、機器、車両等をあらかじめ支援連絡会議事務局に連絡する。

2 事務局は、支援連絡会議構成員及び連絡窓口担当者の連絡体制及び夜間・休日等緊急連絡体制、資器材・車両等のリストを整備し、構成員に周知する。

(支援要請の手続き)

第3 支援を要請する府県下水道担当課長は、次の事項を可能なかぎり明らかにし、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はFAX等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 必要とする支援内容

(3) 支援場所

(4) 支援の期間

(5) 現地への交通・アクセス情報

(6) 資機材リスト(マンホール蓋開器具等)、水・食糧事情

(7) その他、必要な事項

(中継基地の設置)

第4 前線基地との連絡・情報及び物資の支援等を補佐するため、必要に応じて中継基地を置く。

2 中継基地は、原則として、被災した府県に隣接する府県に設置する。

3 中継基地の長については、設置された府県下水道担当課長とする。

4 中継基地の長は、被災自治体と連絡をとりながら、支援活動が円滑に進むよう前線基地を支援する。

(前線基地の設置)

第5 前線基地を提供する自治体は、対策本部に前線基地の位置、規模、施設内容等を連絡する。

(前線基地の運営)

第6 前線基地の運営は、原則として前線基地提供自治体が行うものとする。

2 対策本部は前線基地の運営を補佐する。

(費用負担)

第7 申し合わせ「第9項」に定める費用負担については、次のとおりとする。

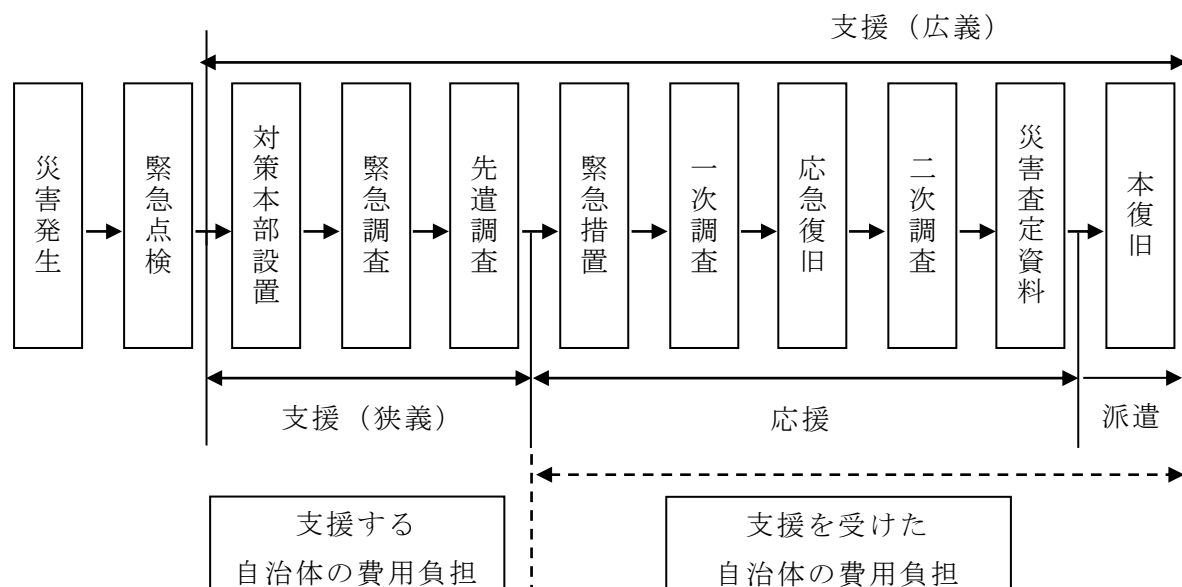
(1) 支援を受ける自治体が負担する経費の額は、支援する自治体が定める規定により算定した当該支援する自治体職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 支援する自治体職員が支援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、支援する自治体の負担とする。

但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、支援を受ける自治体の負担とする。

(3) 前2号に定めるもののほか、支援する自治体職員に要する経費については、支援を受ける自治体及び支援する自治体が協議して定める。

(4) 費用負担区分については、次のとおりとする。



(広域支援)

第8 申し合わせ「第2項(4)①」に定めるアドバイザー都市については、支援活動の補佐、支援調査隊への調査方法のレクチャー、被災自治体・支援隊との調整、技術アドバイス等を行うものとする。状況に応じて先遣隊からアドバイザー都市に移行するものとする。

なお、先遣隊としては現地情報の入手、被災状況の把握、支援規模の算定、支援体制構築の補佐等を行うものとする。

(事務局の運営)

第9 申し合わせ「第11項」に定める会議開催の幹事府県と大阪府の事務分担の詳細は、別表-1のとおりとする。

(その他)

第 10 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、支援連絡会議で協議して定める。

付 則

この実施細則は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この実施細則は、平成 19 年 8 月 27 日から適用する。

付 則

この実施細則は、平成 20 年 9 月 11 日から適用する。

付 則

この実施細則は、平成 24 年 11 月 1 日から適用する。

付 則

この実施細則は、平成 29 年 9 月 12 日から適用する。

別表－1

会議開催の府県と大阪府の事務分担

主な業務内容		事務分担	
		会議開催の府県 (副幹事)	大阪府 (幹事)
支援連絡会議の基本的事務	申し合わせの改定	－	○
	名簿作成、提供可能な資材、機器 リストの作成	－	○
支援連絡会議の開催及び訓練、研修	支援連絡会議の開催（召集・主催）	○	－
	情報連絡訓練	○	○
	災害時を想定した訓練・研修 (情報連絡訓練を除く)	○	－
全国代表者連絡会議への出席・報告		○	○
その他		○	○